

高知県資金管理運用方針

第1 趣旨

この方針は、県資金のより確実かつ効率的な保管を図るため、資金の管理運用に係る基本的な方針等について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象となる資金の定義

この方針の対象となる資金は、会計管理者が保管する歳計現金及び歳計外現金（以下「歳計現金等」という。）並びに基金とする。

第3 資金運用担当職員の責務

資金の管理及び運用に当たる職員は、安全性及び流動性の保持に十分配慮した上で効率的な運用に努めるものとし、その業務に当たっては「善良な管理者」として注意を払わなければならない。

第4 資金運用の判断の優先順位

- 1 安全性： 元本の安全性の確保が最も重要であり、信用リスク及び金利リスクを低減することにより資金全体の元本の保全に努める。
- 2 流動性： 歳計現金等の支払準備資金及び基金の取崩計画に支障のないように、十分な流動性の確保に努める。
- 3 収益性： 安全性及び流動性を確保した上で、効果的な運用（収益性の向上）に努める。

第5 資金収支計画及び基金計画の作成

- 1 歳計現金等
会計管理課は、安全性を優先し流動性や収益性に配慮した資金管理を実施するため、「高知県資金管理要領」に基づく収入及び支出見込により、毎月「資金収支計画」を作成する。
- 2 基金
会計管理課は、各基金担当課が作成する今後10年間にわたる基金の積立及び取崩に関する資料及び各基金担当課に対するヒアリング等により、中長期的な運用計画（以下「基金計画」という。）を作成する。ただし、基金計画の見込額に大きな変更が生じた場合は、関係各課と調整の上、当該運用計画を見直す。

第6 資金運用方法の基本原則

- 1 歳計現金等
歳計現金等については、元本の安全性及び流動性の確保に努めることを原則として、支払準備のために確保しておくことが適当な資金額（以下「支払準備資金」という。）については、普通預金又は当座預金により運用する。

また支払準備資金に支障のない余裕資金が発生する場合には、効果的な資金運用の観点に立ち資金収支計画等を勘案した上、預金又は債券により運用する。

2 基金

(1) 基金については、基金計画に基づき元本の安全性を確保した上で、効果的な運用の観点から、基金計画に基づいて将来の取り崩しに支障のない範囲で運用が可能な資金については、預金の金利と債券の利回りとを比較し、有利な方法により運用する。

なお、基金の効率的な運用を図るため、基金によってはロットが小さいことや中長期的な運用が可能な基金が限られていることなどから、それぞれの基金の運用可能期間ごとに一括して運用を行う。

その際、金利変動リスクを回避するため、一定額を定期的に購入するラダー型運用を基に購入時期を分散するなどポートフォリオ管理に努める。

(2) (1) の規定にかかわらず、歳計現金等に不足が生じるおそれがあるときは、会計管理課は基金担当課及び財政課との協議に基づき、基金の繰替運用又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金を歳入に繰り入れて運用することができる。

第7 方針の見直し

この方針は、経済情勢の変化や関係法令の制定改廃等、必要に応じて適宜見直しを行う。

第8 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

高知県歳計現金等資金運用方針（平成 17 年 4 月 1 日施行）及び基金の運用指針（出納室）（平成 14 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附則

この方針は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

附則

この方針は、平成 28 年 2 月 22 日から施行する。

附則

この方針は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。

附則

この方針は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。